

IPRA 倫理綱領・行動規範

IPRA 倫理綱領・行動規範（2011 年採択）は、IPRA 会員ならびに世界のパブリック・リレーションズ実務家に勧める職業倫理および行動規範を確認するためのものです。

当倫理綱領・行動規範は 1961 年ベニス、1965 年アテネ、2007 年ブラッセルで採択されたものを統合し、一つにまとめたものです。

(a) 国際連合憲章において「基本的人権、人間の尊厳及び価値についての信念を再確認し」と定めること

(b) 1948 年採択の「世界人権宣言」とりわけ第十九条（訳注）

(c) パブリック・リレーションズとは、情報の自由な流れを促進し、すべての関係者の利益に資するものであること

(d) パブリック・リレーションズおよびパブリック・アフェアーズは、民主主義において欠かすことができない「公共の機関に対し意見を表明する行為」であること

(e) 広く伝えるためのコミュニケーション技術を有するパブリック・リレーションズ実務家は、職業倫理綱領・行動規範の順守により、その影響力を行使する手段を抑制すべきであること

(f) インターネットやその他のデジタル・メディアなどのコミュニケーション・チャネルは、間違っただ情報や誤解を招く情報を広範に流布しかつ変更できない媒体であり、従ってパブリック・リレーションズ実務家は信頼と信用を維持するために特別の注意を要するものであること

(g) インターネットやその他のデジタル・メディアは、個人、クライアント、従業員および同僚のプライバシーへの特別の注意を要するものであること

以上7つの項目に鑑み、パブリック・リレーションズ実務家の倫理綱領・行動規範は：

1. 順守

国連憲章と世界人権宣言の理念を順守すること

2. 誠実

パブリック・リレーションズ実務家は確信をもって常に正直かつ誠実に行動すること

3. 対話

対話のための倫理的、文化的および知的条件を確立するよう努めると同時に、事例を紹介したり見解を述べたりするにあたり全ての関係諸団体の権利を認識すること

4. 透明性

名前、組織、および代表する利害を表明するにあたり、公平で透明性を保つこと

5. 利害の対立

職業上の利害の対立を避ける、また、対立が起こってしまった場合はその影響を受ける関係者に公表すること

6. 機密保持

提供された機密情報の保持を厳守すること

7. 情報の正確性

提供された全ての情報の真偽と正確性を確実にするための責任ある手順を踏むこと

8. 虚偽の情報

誤った情報や誤解を招くような情報を故意に流布しないようあらゆる努力をし、過失によってそのような事象がおきた場合は、適切な処置を施し、ただちに修正すること

9. 不正な情報入手

他人を欺いたり、不正な手段を用いて情報を入手しないこと

10. 情報公開

実際には公表されない利益のために、大義をふりかざし、組織をつくったり、利用しないこと

11. 情報の不正販売

公共的な機関から入手した書類の複製を第三者に対し利益目的で販売しないこと

12. 不正利益

PRのサービスを提供する上でクライアントの窓口から得た情報を利用して利益を得るような行為を行わないこと

13. 利益誘導

直接的あるいは間接的に、公的な利害代表者、メディア、その他ステークホルダーに対し金銭的またはその他の利益誘導を行わないこと

14. 影響

公的な利害代表者、メディア、その他ステークホルダーに対し不当な影響を及ぼす行為を提案、実施しないこと

15. 競合他社

故意に、他のPR実務者の職業的レピュテーションを傷つけるような行為を行わないこと

16. 侵害

不当な方法により、他のPR実務家のクライアントを奪い取ろうとしないこと

17. 雇用

公的利害団体や自社の競合企業から人材採用する場合、当該組織のルールや機密保持の規約を尊重すること

18. PR実務者

IPRA 会員および世界中のパブリック・リレーションズ実務家に関連したこの倫理綱領・行動規範を遵守すること

IPRA 会員は、この倫理綱領・行動規範を守り、違反した場合は懲戒処分を受けることに同意します。

訳注： 世界人権宣言 第十九条



すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。（訳文：外務省ホームページより）

以上